

## 日本小学生バドミントン連盟 登録規程の運用に関する留意点

平成21年1月4日理事会決定

1. 本規程は、日本小学生バドミントン連盟が主催する全国大会及びその予選会だけでなく、各都道府県加盟団体が主催・主管する大会にも適用される。  
「若葉カップ大会」「ABC大会」「全小大会」の全国大会と「全小大会」ブロック予選会については参加選手の登録照合を日小連がおこなうが、上記大会の都道府県予選会及び加盟団体が主催・主管する大会についての登録管理は各都道府県加盟団体がおこなうものとする。
2. 毎年度に手続きされる登録内容は、4月1日から翌年3月31日までの全期間に及ぶものである。各都道府県加盟団体においては、当該年度に開催する最初の大会までに登録事務を終え、それ以降同一年度内の登録変更は認めない。なお、追加登録は随時受け付けられる。  
各都道府県加盟団体から日小連への登録手続き締切りは6月30日とするが、これは事務手続き上の期日であって、登録内容の適用は上記のとおり4月1日から翌年3月31日までの全期間に及ぶものである。
3. 遠距離転居等やむを得ない事情により都道府県を超えた移動がある場合は、元の都道府県と新たに登録する都道府県加盟団体からの文書による届けがあれば、同一年度内であっても変更を認め、当該年度の登録料は新たに徴収しない。
4. 登録事務に関する注意事項
  - (1) 選手登録については、日小連事務局に提出する「クラブ・個人登録届け（登録様式2）」「個人登録名簿（登録様式4）」と日小連会計口座への入金額を照合して登録の確定をおこなっているため、年度最初の登録時はもちろんのこと、追加登録の際にも「クラブ・個人登録届け（登録様式2）」を必ず提出すること。
  - (2) 「個人登録名簿（登録様式4）」については、日本協会登録様式でも可としているが、①氏名、②性別、③所属クラブ名、④学年を必ず記載すること。特に「学年」が記載されていない都道府県があるが、生年月日だけでは判りにくく間違いの要因となるので、記載漏れがないよう注意すること。

# 日本小学生バドミントン連盟 登録規程

平成19年5月19日施行  
平成21年1月4日理事会承認

1. 日本小学生バドミントン連盟（以下「本連盟」という）は、本連盟規約第4章「加盟及び登録」に基づき、加盟団体及びクラブ・選手の登録規程を定める。

## 《 加盟団体 》

2. 本連盟を構成する加盟団体は、都道府県を単位とする小学生バドミントン連盟あるいはそれに準ずる団体であって、当該都道府県バドミントン協会の会長が承認した団体とする。
3. 加盟団体は、毎年度、定められた期日までに次の手続きを終えなければならない。
  - (1) 団体登録料（50,000円）の払い込み
  - (2) 登録に必要な諸文書の提出
    - ①規定の登録用紙（必要事項を記入の上、都道府県協会会長の承認印が必要）
    - ②加盟団体の役員名簿
    - ③加盟団体の大会行事等の日程
  - (3) 別に定める加盟団体に所属するクラブ及び選手の登録手続き

## 《 クラブ・選手 》

4. 加盟団体は所属クラブの登録手続きをしなければならない。
  - (1) 登録できるクラブの要件
    - ①組織が規約に従って運営され、クラブ会員の範囲が決められていること
    - ②年間を通じて継続的に練習をしていること
    - ③主な活動場所が決まっていること
  - (2) クラブ名簿の提出（記載必須事項）
    - ①クラブの名称（個人登録の場合は小学校名等の所属を明記すること）
    - ②代表者の氏名、連絡先住所、電話番号
    - ③クラブの主たる活動拠点（市町村名）
5. 加盟団体は所属する小学生選手の登録手続きをしなければならない。
  - (1) 個人登録料（一人200円）の払い込み
  - (2) 選手登録名簿の提出（記載必須事項）
    - ①氏名
    - ②性別
    - ③所属クラブ名
    - ④学年
6. 選手の所属クラブについては、遠距離転居等やむを得ない場合を除いて、同一年度内における登録変更を認めない。なお、遠距離転居等の場合であっても、同一大会の予選会・全国大会においての変更は認めないものとする。
7. 「4.」及び「5.」の登録手続きをしていないクラブ・選手は、本連盟及び加盟団体が主催・主管する大会に出場することができない。
8. 大会申込み受付後においても、クラブ・選手の登録手続きについて違反が判明した場合は、本連盟理事長の決定により失格を含めた処置をとるものとする。